

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年1月10日

豊川市監査委員

同

同

鈴木 不二夫

上 澤 勉

松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

産業部商工観光課

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成28年10月27日

3 監査の実施期間

平成28年8月8日～平成28年10月27日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (イ) 勤労福祉会館条例第12条第1項に規定された施設使用料表に第4会議室の記載があり市民に一般開放しているが、この会議室を行政財産目的外使用許可により長期的に事務所として使用させている。このことから、市民が利用できない状況にあるため、見直しを検討されたい。

イ 改善事項

- (ア) 豊川市優良従業員表彰事業費補助金交付要綱について、補助対象経費及び補助額が不明確であるため、改正されたい。
- (イ) 豊川商工会議所の豊川駅東駐車場使用料について、公共駐車場条例第9条に基づく算定を行っていないため、利用実態を把握するとともに、同条第10条による減免の根拠を明確にされたい。

(3) 意見

公共駐車場の定期駐車券利用者がいない区画について、市民が確認できる状況がないため、空き状況を市のホームページに掲載するなど、利用の促進及び増収に向けた取組みを望むものである。